

譲りたい!

# 福祉用具のリサイクルを

譲って欲しい!

# お手伝いします!

ご家庭で不用になった福祉用具を「譲りたい方」と、「譲って欲しい方」の間の情報の橋渡しを、社協がお手伝いします。

## ■対象となる福祉用具（無償譲渡できるものに限る。）

歩行器、シルバーカー（手押し車）、セニアカー（電動車）、杖、入浴補助用具、スロープ、その他

（例）



歩行器



シルバーカー



セニアカー



杖

※衛生上問題なく安全かつ修理を必要としないものに限ります。

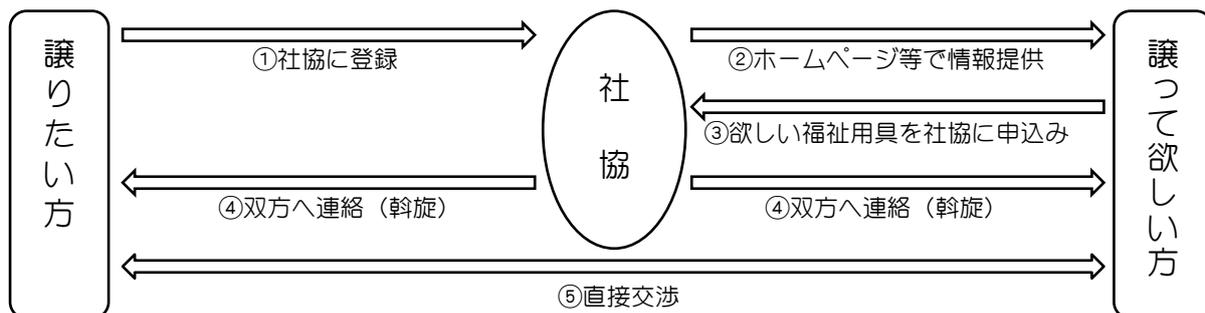
※対象となる用具は、どなたでも利用可能な一般的な物とし、オーダーメイド品など、特定の個人に合せた仕様の物は除きます。

## ■ご利用できる方

幸手市内に住所を有する個人の方で、営利を目的としない方

## ■事業の流れ

社協は、不用になった福祉用具を「譲りたい」方からの情報をホームページ等に掲載・情報発信し、その福祉用具を「譲って欲しい」方を募集します。双方の間で情報の橋渡しをすることで、福祉用具の譲渡を斡旋します。



### 譲りたい方

- ◆登録申請にあたり、用具の状態や使用状況についての情報及び用具の写真データをいただきます。（写真は社協職員が撮影に伺います。）
- ◆登録中の福祉用具の保管は自身でお願いします。（社協でのお預かりはできません。）
- ◆登録期間は6ヶ月です。（延長可）
- ◆登録を取り消す場合は、申請が必要となります。（登録中に福祉用具を処分することはできません。）
- ◆衛生面及び安全面で問題があると判断される用具については、登録をお断りする場合があります。
- ◆対象となる用具は無償で譲渡できる物に限ります。（営利目的の方は

### 譲って欲しい方

- ◆申込みは、実際に使用される方が行ってください。
- ◆譲って欲しい方が複数いる場合、最初の14日以内は『抽選』で候補者を決定し、その後は『先着順』とします。
- ◆利用料金は無料ですが、交渉成立後の運搬や譲り受けた後の整備、修理、清掃等に関する費用は、譲り受けた方の負担となります。
- ◆交渉の結果については、「譲って欲しい方」が速やかに社協に対し報告してください。
- ◆必ず現物を見て衛生面及び安全面の確認をお願いします。（不適正に使用したり、お体に合わない物を使用すると重大な怪我や事故につながる場合がありますのでご注意ください。）

## ■注意事項

- ◆社協斡旋後の交渉、用具の受け渡しは、双方の責任で誠実に行ってください。
- ◆譲渡やその後の使用に関して問題が生じた場合、社協では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

**福祉用具の登録情報は、「幸手市社会福祉協議会」のホームページからご確認できます。**

URL : <http://www.satte-syakyo.or.jp/>

お問合せ：(福)幸手市社会福祉協議会 (Tel 43-3277)